

吹田市立市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定め
ます。

令和5年11月20日

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市規則第57号

吹田市立市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則

吹田市立市民ギャラリー条例施行規則（平成16年吹田市規則第10号）の一部を
次のように改正する。

第19条中「3年」を「5年」に、「2年」を「4年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の吹田市立市民ギャラリー条例施行規則第19条の規定
は、この規則の施行の日以後に開始する指定の期間について適用し、同日前に開始
する指定の期間については、なお従前の例による。